

○北九州市特別工業地区建築条例

昭和56年3月28日

条例第9号

改正 平成5年10月7日条例第30号

平成14年12月9日条例第74号

平成19年6月29日条例第26号

平成29年1月24日条例第1号

平成30年3月30日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、北九州広域都市計画特別工業地区(北九州市の区域に限る。以下「特別工業地区」という。)内における建築物の建築の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(平29条例1・一部改正)

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で使用する用語の例による。

(建築物の建築の制限)

第3条 特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、北九州市建築審査会の意見を聴かななければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 この条例の規定の施行又は適用の際現に存し、又は建築の工事中である建築物で前条第1項本文の規定に適合しないものについては、同項本文の規定にかかわらず、当該建築物が同項本文の規定に適合しなくなった時(以下「基準時」という。)を基準として、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積の基準時における敷地面積に対する割合が、それぞれ法第52条第1項又は第2項及び第53条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条第1項本文の規定に適合しない事由が容器等の容量による場合においては、増築後の容器等の容量の合計が、基準時における容器等の容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(平14条例74・一部改正)

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 前条各号に定める制限の範囲を超えて増築し、又は改築した場合における当該建築物の建築主
- (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(平19条例26・一部改正)

(両罰規定)

第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(平成5年10月7日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成14年12月9日条例第74号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

付 則(平成19年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年1月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。ただし、別表第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平5条例30・平19条例26・平30条例25・一部改正)

特別工業地区内に建築してはならない建築物

- (1) 住宅(特別工業地区内に立地する工場(第5号及び第6号に該当しないものに限る。)、事務所又は倉庫の管理人又は従業員の用に供するものとして市長が認めるものを除く。)
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿(特別工業地区内に立地する工場(第5号及び第6号に該当しないものに限る。)、事務所又は倉庫の管理人又は従業員の用に供するものとして市長が認めるものを除く。)
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (4) 畜舎
- (5) 法別表第2(る)項に掲げるもの(同項第1号(25)から(28)までに掲げるものを除く。)
- (6) 次に掲げる事業を営む工場
 - ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - イ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
 - ウ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - エ ガラスの製造又は砂吹
 - オ 金属の溶射又は砂吹